

## 企画趣旨

企画委員会 委員長榎原秀訓

日本財政法学会の第44回研究大会（2025年）のテーマとして、「観光立国・インバウンドと財政法」を設定した。

観光立国にかかわっては、「観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するもの」（観光立国推進基本法前文）として、推進すべき政策課題となっており、近年、法制定や観光立国基本計画策定等、基本的な制度の整備が進み、また、コロナ禍による一時的な落ち込みがあったが、インバウンド需要が回復している状況となっている。国ばかりではなく、自治体においても、基本的な条例制定や計画策定等の整備がなされ、個々の問題についても、国や自治体が様々な工夫をしながら取り組んでいる。

このように、観光立国の推進がなされ、インバウンド需要が高まり、財政的な貢献がなされる反面、観光資源の整備や対策のための国や地方の財源が必要となり、国際観光旅客税や地方の宿泊税のような財源調達が強化されてきている。また、観光地への入場等に一定の経済的負担を課し、財源調達をするとともに、入場等に一定の制限を課すことが検討され、導入されてきている。さらに、地域によっては、関西大阪万博の財源問題のように政策の妥当性が議論の対象となり、オーバーツーリズムのように、観光客の増加に伴って、自然環境や地域住民の生活環境に対する負の影響も生じてきている。場合によっては、自治体の対応が、法令に違反する可能性すら指摘され訴訟によって争われる事態も生じてきている。

観光は財政法にもかかわる重要な問題であるものの、本学会としては、これまで研究大会のテーマとして取り上げることはなかったことから、2025年の研究大会のテーマとして取り上げ、上記のような観光立国推進・インバウンド需要の光と影の両面について、検討することにした。本学会においては、財政法的検討を行うことが大きな柱となるが、政策的課題もあり、また、財政学的な検討も踏まえる必要があることから、報告テーマに沿って、幅広く報告候補者を選定し、報告の依頼をした。

具体的な報告テーマ（報告者はかっこ内）は、基本的な制度などを中心にして、「観光立国推進基本法・観光立国基本計画とオーバーツーリズム」（岩波祐子（参議院内閣委員会調査室））、次に、財源調達にかかわって、「宿泊税と国際観光旅客税」（板垣勝彦（横浜国立大学））、具体的な事例を対象に問題点を検討するために、「関西万博・IRの財政問題」（森裕之（立命館大学））、最後に、「観光行政と訴訟」として訴訟で争われている事例として、「関西万博・IRと住民訴訟」（岩佐賢次弁護士（大阪法律事務所））と「特例許可利用の『京都市上質宿泊施設誘致制度』と訴訟」（大田直史（龍谷大学））を設定した。